

標準運送約款及び標準内航運送約款の
改定に関するコメント

平成 31 年 4 月

国土交通省海事局

目 次

1	はじめに（標準運送約款と標準内航約款について）	1
1.1	標準運送約款と標準内航運送約款の改正について	1
1.2	標準約款改正への対応	2
1.3	改正標準運送約款及び改正標準内航運送約款の入手先	2
2	標準運送約款の改正	3
2.1	標準運送約款の適用範囲	3
2.2	改正標準運送約款の施行日	3
2.3	標準運送約款の改正への対応	3
2.4	標準運送約款の改正のポイント	3
2.4.1	危険品等の持込みや通知義務について	3
2.4.2	運送の引受け	6
2.4.3	高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）	8
2.4.4	旅客に対する運送責任について	10
2.4.5	旅客の禁止行為（船員等への妨害行為、禁止行為への対応）	11
2.4.6	旅客の手荷物に関する運送人の責任	13
2.4.7	払戻し及び払戻し手数料	14
2.4.8	航路変更等が可能な要件の明確化について	14
2.4.9	損害賠償額について	14
2.4.10	その他	14
3	標準内航運送約款の改正	15
3.1	標準内航運送約款の適用範囲	15
3.2	改正標準内航運送約款の施行日	15
3.3	標準内航運送約款の改正への対応	15
3.4	標準内航運送約款の改正のポイント	15
3.4.1	送り状の交付義務について	15
3.4.2	危険品等の持込みや通知義務について	15
3.4.3	高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）	18
3.4.4	損害賠償額について	19
4	【参考】商法（運送・海商関係）の改正について	21
4.1	施行日	21
4.2	参考資料	21
5	【参考】危険物の海上運送について	22
5.1	危険物とは	24
5.2	物品名による危険物の判定	24

1 はじめに（標準運送約款と標準内航約款について）

1.1 標準運送約款と標準内航運送約款の改正について

標準運送約款及び標準内航運送約款（以下、両約款を合わせて「標準約款」とし、適宜「改正標準約款」、「旧標準約款」等とする場合があります）は、不特定多数の旅客及び荷主の正当な利益を保護し、海上運送に従事する事業者との取引に関する基本的な事項を定め、望ましい運送約款の普及を図るという観点から導入されたものです。海上運送の利用者の正当な利益を保護するため、国土交通大臣は標準運送約款及び標準内航約款を定めて公示することとしており、海運事業者がこれらを使用する場合は、認可又は届出をしたとみなすことにより、行政手続き上の便宜を図っています。

この度、時代の変化により運送事業者に求められるサービス内容の多様化や、国内貨物や旅客海上輸送に係る商法の改正¹に伴う運送人と荷主、旅客のルールの変更を受け、標準運送約款及び標準内航運送約款の規定の見直しや運用の検討を行いました。

これに伴い、標準約款の改正内容等について周知し、必要な手続きを案内することや特約が可能な内容について説明をすることを目的とした本資料を作成しました。今後、改正商法の施行後の状況、改正された標準運送約款及び標準内航運送約款の適用状況などを踏まえて必要に応じ見直しを行うものとします。

なお、本ガイドラインは、標準運送約款・標準内航運送約款の改正に係る一定の見解を示したものではありませんが、個別の事案でご不明な点に関しては、各運輸局等にお問い合わせ下さい。

- ◇ 標準運送約款は、海上運送法の規定に基づき、一般旅客定期航路事業者等が行う旅客、自動車等の運送に適用されます。これを使用しない場合は、独自の運送約款を定め、地方運輸局へ認可申請を行い、認可を受ける必要があります。
- ◇ 標準内航運送約款は、内航海運業法の規定に基づき、ロールオン・ロールオフ船及びコンテナ船により行う内航運送に適用されます。これを使用しない場合は、独自の運送約款を定め、地方運輸局へ届出をする必要があります。

¹ 「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）」。以下、この法改正による施行（平成31年4月1日）後の商法を改正商法と言います。

1.2 標準約款改正への対応

本資料では、旧標準約款を使用している海運事業者、さらに、今後新たに改正標準約款を使用する海運事業者が対応すべき事項等について案内します。本資料をご参考に、標準約款の改正により求められる手続きと検討事項をご確認下さい。（なお、以下、標準約款の改正のポイントについて説明するにあたっては、旅客船事業者及び内航海運事業者に対して平成30年1月に国土交通省が実施したアンケート調査²等で収集・精査した実務上の懸念事項や対応事例もとりあげます。）

1.3 改正標準運送約款及び改正標準内航運送約款の入手先

旧標準約款を使用している海運事業者は、改正標準約款の内容をふまえ、使用する約款について改めて検討する必要があります。改正標準運送約款及び改正標準内航運送約款の主な入手先は以下のとおりです。

◇ 国土交通省ウェブサイト

標準運送約款及び標準内航運送約款について

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr3_000032.html

◇ 地方運輸局ウェブサイト

◇ 主要事業者団体（日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会、日本内航海運組合総連合会等）ウェブサイト

² 「標準運送約款等に関するアンケート調査」、「標準内航運送約款等に関するアンケート調査」（国土交通省調査、平成30年1月実施）。

2 標準運送約款の改正

2.1 標準運送約款の適用範囲

標準運送約款は、海上運送法第9条第3項に基づき定められるもので、一般旅客定期航路事業者が行う旅客運送（手回り品の運送も含む）、受託手荷物及び小荷物運送、特殊手荷物運送、自動車航走の4部で構成されています（旅客不定期航路事業者が準用する場合も含まれます）。これをそのまま使用しない場合は、独自の運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。

2.2 改正標準運送約款の施行日

平成31年4月1日

2.3 標準運送約款の改正への対応

標準運送約款の改正に対応する検討・手続きの流れは下記の通りです。

- ◇ 旧標準運送約款を使用していて、今後、改正後の標準運送約款を使用する場合は、公示をすることが定められている場所（航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所、当該航路に発航する船舶）やその他ホームページ等において、掲示している標準運送約款を施行日に更新してください。
- ◇ 新たに独自の運送約款を使用する場合は、認可申請を行って下さい。
- ◇ 原則として、施行日までに方針を決定し、必要な対応を完了してください（やむを得ない事情により、施行日までに対応が完了しない場合は、速やかに対応を検討し、標準約款への更新又は運送約款の申請を行って下さい）。

2.4 標準運送約款の改正のポイント

2.4.1 危険品等の持込みや通知義務について

【改正標準運送約款抜粋】

●旅客運送の部

（手回り品の持込み等）

第4条 旅客は、手回り品（第2条第4項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

- (1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(以下略)

●受託手荷物及び小荷物運送の部 等

(運送の引受け)

第3条 1・2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(2) 受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する物である場合

ア 荷造り又は荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ (略)

ウ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(以下略)

(内容の申告等)

第4条 運送申込人は、受託手荷物又は小荷物が前条第3項第2号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨(同号ア、ウ又はエに該当する物(以下「危険品等」という。))であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報を当社に申告しなければなりません。

2 (略)

改正商法第572条では、物品運送について、「荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない」とされました。

これにより、運送人側も、確実に確認を行うための対応が求められます。ただし、改正商法上、身の回り品には危険物の通知義務は課されません。改正標準運送約款においても、改正商法と同様に、旅客運送の部では、旅客に対して通知義務は課さず、その他の部については、旅客に対して必要な情報を申告(通知)する義務が課されます。これらは旧標準運送約款から取扱いに大きく変更はありません。

なお、標準運送約款では、使用により危険を及ぼすものとして、銃砲や刀剣も危険品として扱っており、海上運送における危険物より広義のものを危険品等として定義しています。海上運送における危険物の取扱いの概要については、第5章「【参考】危険物の海上運送について」をご参照ください。

(1) 約款改正のポイント

改正標準運送約款の受託手荷物及び小荷物運送の部第4条(内容の申告等)、特殊手荷物運送の部第4条(積載物品の内容の申告等)、自動車航送の部第5条(積載貨物の内容の申告等)において、旅客・荷主が運送を委託する物品についての申告義務が規定されています。改正により、危険品等に関しては、「安全な運送に必要な情報」を運送申込人から申告してもらう必要があります。

なお、改正標準運送約款（旅客運送の部）では、手回り品については通知義務を課していませんが、従前のおり、爆発物、銃砲、刀剣等のほか、臭気を発するもの、不潔なものその他についても、乗船者や物品、船舶に迷惑や危害を及ぼすおそれのあるものとして、拒絶することがあることが規定されています（旅客運送の部第4条）。

また、危険品等の通知義務違反に際して、運送人は通知がなかったこと、荷送人に帰責事由があることを事実上立証する必要がありましたが、改正後は、荷送人が帰責事由のないことを立証する必要があります。

(2) 実務上の対応方法等

実務上、大きな対応の変化は想定されていませんが、旅客・運送申込人による危険品等の持込みに関する通知義務への対応として、運送人は、予約・申込み時に、危険品の申告を受け付ける様式（乗船申込書等）の手配を行うこと等があげられます。また、危険品等に関する認識の齟齬がないようにするため、危険品等に関して例示を示すことにより確認を行うことが推奨されます。内容物だけではなく、取扱いや運送方法についても申告を求め、確認する対応を要します。そのため、運送人は、事前の問い合わせへの対応や積載に係る確認作業等、運送に当たって従前より時間を要することがありますので留意が必要です。

運送事業者と荷主との関係において、申告されることが望ましい危険品等に関する代表的な確認方法・対応方法例について以下に紹介します。

① 危険品等の通知に関する確認方法

- ◇ 安全データシート（MSDS）の事前提出を要望し、化学品名・国連番号・分類・積載方法・輸送上の注意等を確認する。また乗船前には、「危険物明細書」の提出を求める。
- ◇ ホームページ及び旅客船ターミナル・棧橋・旅客船内に、持ち込みできない危険物品目を掲示し、万が一改札まで持ち込まれた場合は、その場で説明・持ち込みを断る。

② 危険品等の通知に関する対応事例等

- ◇ 電話による事前の予約受付、受領時の確認。船内では危険物明細書を荷送人と確認したのち、係員が災害防止に関する計画書と危険物積み荷一覧書を記入する。
- ◇ 貨物積荷申込書に「破損、変形、荷崩れを防ぐため、内容品名欄には詳細をご記入ください」「危険物、貴重品、お取り扱いが難しいもの等はお受けできない場合があります」等と印刷し、受付窓口にて対面対応。
- ◇ 問合せを受けた時点で「安全データシート」の重要性を説明し、「安全データシート」を確認した上、乗船の可否を説明する。

また、危険物の確認に当たって、下記のような事案が発生する場合があることに留意が必要です。

- ◇ 危険物積載車について、車両予約時に申し出がなく当日港で積込みの際に申し出を受けると、確認作業に時間がかかり、積込、出港が遅れることがある。
- ◇ 積載不可の危険物があったときは当日港で拒絶することがある。
- ◇ 危険物運送船適合証は、危険物の分類又は項目のみの記載であることから、危険物名称との関連付けに時間を要することがある。
- ◇ 国連番号ではなく、一般名称での問い合わせを受ける場合についても、対応に時間を要することがある。

2.4.2 運送の引受け

【改正標準運送約款抜粋】

●受託手荷物及び小荷物運送の部 等

(運送の引受け)

第3条 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) (略)

(2) 受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する物である場合

ア 荷造り又は荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品

ウ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

オ～キ (略)

(3) 運送申込人が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(5) 当該運送に関し、運送申込人から特別な負担を求められた場合

●自動車航走の部

(運送の引受け)

第4条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

- (1) 当社が第7条の規定による措置をとつた場合
- (2) 自動車が決のいずれかに該当するものである場合
 - ア 法令の規定に違反して運行されるもの
 - イ その積載貨物の積載方法が運送に不適當と認められるもの
 - ウ 車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの
 - エ 船積固縛するに当たって不適切な構造を有すると認められるもの
 - オ 自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運賃（以下「運賃」という。）と比し、著しく高額であるもの
 - カ その他乗船者、他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合
 - ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品
 - ウ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - エ 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - オ 生動物
 - カ その他運送に不適當と認められるもの
- (4) 自動車の運転者又は運送申込人が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (5) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
- (6) 当該運送に関し、運送申込人から特別な負担を求められた場合

平成30年1月に国土交通省が実施したアンケート調査では、他の旅客の迷惑や危険を及ぼすおそれがある物品、船体を傷つける物品や装具、船内環境の維持に支障のある物品、改造車・低床車など円滑な運航に支障を来すおそれがある車両などについて、乗船直前の対応は困難であるとの意見が寄せられました。車に関する引受けについては、車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの等について、標準内航運送約款の車に関する引受けの規定と同じ規定が追加されました。

(運送する物品自体や使用船舶に危害を及ぼす恐れがあることから、引受けをお断りすることがある物品の例)

- ◇ 大型の手荷物（スーツケース、クーラーボックス等）、台車等
- ◇ 改造車、低床車、改造バイク等
- ◇ 磯靴（釣靴）、サイクリングシューズ、ゴルフシューズの靴底のスパイク等（使い捨てスリッパを旅客に履いてもらうなどにより、乗船を認める場合もあり）

2.4.3 高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）

【改正標準運送約款抜粋】

●受託手荷物及び小荷物運送の部

（内容の申告等）

第4条

1～3 （略）

4 当社は、前条第3項第2号イに該当する受託手荷物又は小荷物（次項において「高価品」という。）の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みに際し当該受託手荷物又は小荷物の種類及び価格を明示した場合を除き、その滅失、損傷又は延着による損害については、これを賠償する責任を負いません。

5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

（1）運送契約の締結の当時、高価品であることを当社が知っていた場合

（2）当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じた場合

●自動車航走の部

第4条 （略）

2 （略）

（2）自動車が次のいずれかに該当するものである場合

ア 法令の規定に違反して運行されるもの

イ その積載貨物の積載方法が運送に不相当と認められるもの

ウ 車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの

エ 船積固縛するに当たって不適切な構造を有すると認められるもの

オ 自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運賃（以下「運賃」という。）と比し、著しく高額であるもの

カ その他乗船者、他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

（3）自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合

ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品

ウ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

オ 生動物

カ その他運送に不相当と認められるもの

(自動車及びその積載貨物の内容の申告等)

第5条 運送申込人は、自動車が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨(同号ア、ウ又はエに該当する物(以下「危険品等」という。))であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報を当社に申告しなければなりません。

2 当社は、自動車が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号のいずれかに該当する物である自動車の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該自動車又はその積載貨物につき看守人の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。

3 当社は、自動車が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、当該自動車の運転者若しくは運送申込人又は第三者の立会いのもとに、当該自動車又はその積載貨物の内容を点検することがあります。

4 当社は、自動車が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号イに該当する物(以下「高価品等」という。)である自動車の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みの際に当該高価品等の種類及び価格を明示した場合を除き、その滅失、損傷又は延着による損害については、これを賠償する責任を負いません。

5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

(1) 運送契約の締結の当時、高価品等であることを当社が知っていた場合

(2) 当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって高価品等の滅失、損傷又は延着が生じた場合

(1) 約款のポイント

① 特則の適用除外について

運送人は、物品運送については、責任限度額を設定することが可能です。また、あらかじめ旅客に、乗船書等で事業者側の責任限度額を示した上で、限度額を超える場合は別途保険に加入してもらうなどの措置が考えられます。

標準運送約款において、高価品を運送したい場合は、旅客は、運送人に高価品である旨を申告し(運送人は場合によって引受け拒絶が可能)、運送人が運送を引き受ける場合は、保険の付与の対応を行うことが可能です。

改正商法第577条により、通知されていない高価品について運送人は損害賠償の責任を負いませんが、契約締結時に運送品が高価品であることを運送人が知っていた場合、運送人の故意又は重大な過失があった場合には、免責されないという規定が追加されました。この点については、改正標準運送約款においても同様の改正が行われました(受託手荷物及び小荷物運送の部第4条、特殊手荷物運送の部第4条、自動車航送の部第5条)。

どのような物品を高価品として扱うかについては、運送人が個別に検討することとなります。

② 高級車について

今回の改正では、積載貨物のみならず自動車自体についても高価品と扱うことが可能となりました。これにより、運賃と比較して非常に高価な場合（一見して高価品であると判断される高級スポーツカー等以外にも、年式の古い自動車が、クラシックカー等として市場において高額である場合や、テレビ中継車やレントゲン車等、車両自体が同型車よりも著しく高価である場合等）は高価品に該当する場合があります。

(2) 実務上の対応方法等について

精密機械・通信機器などの精密機械や生鮮食品その他の物品については、引き続き、一般的に必ずしも高価品と認識されていないものであっても、貨物自動車やコンテナ等の運送契約単位で著しく高額になる場合は高価品に含まれます。

どのような物品を高価品として扱うかについては、前述のとおり、事業者が個別に検討することとなりますが、通常高価品と認識しないようなものまで高価品としたような場合は、荷送人が個人である場合は、消費者契約法第10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）により特約が無効とされる可能性があることに留意が必要です。

2.4.4 旅客に対する運送責任について

【改正標準運送約款抜粋】

●旅客運送の部

（当社の賠償責任）

第20条 当社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあつては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。

（1）大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合

（2）運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

（以下略）

改正商法第590条、第591条では、旅客運送における運送人の責任について、旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償責任に関する軽減・免責の特約禁止、一部の

場合において特約が可能とされる場合について、それぞれ規定されました。これを受け、標準運送約款 旅客運送の部第20条においても、同様の改正を行うこととしました。

2.4.5 旅客の禁止行為（船員等への妨害行為、禁止行為への対応）

【改正標準運送約款抜粋】

●旅客運送の部

（旅客の禁止行為等）

第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- （1）みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- （2）みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- （3）船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- （4）みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- （5）みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- （6）みだりにタラップ、遮断機その他乗船者若しくは自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
- （7）みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- （8）石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かつて投げ、又は発射すること。
- （9）海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- （10）船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
- （11）他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- （12）船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

（旅客に対する賠償請求）

第21条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

(1) 旅客による迷惑行為について

旅客の禁止行為等については、旅客運送の部（第18条）で規定されています。平成30年1月に国土交通省が実施したアンケート調査では、近年増加している具体的な迷惑行為として、乗務員に対するハラスメント（嫌がらせ）、旅客自身の泥酔、ペット（愛玩動物）の取扱い等が対応に苦慮する事例として挙げられました。条文では、泥酔やペットの取扱い等は第18条第12号に該当しています。船員等（陸上における切符販売等の関係者も含みます）に対するハラスメント・嫌がらせについては、第18条第1項第10号に新設しました。また、第18条第3項において、船長が下船を命じることがあるとしているところ、乗船の拒否をすることがある旨も追加しました。

(2) 約款改正のポイント及び罰則規定について

旅客は乗下船や船内における行動に関して、船長や係員の指示に従う必要があり、事業者は禁止行為を行った旅客に対して下船を命じるなど必要な措置を行うことが可能（標準運送約款第18条第2項・第3項）ですが、その他、海上運送法に基づく罰則規定があります（海上運送法第23条）。

例えば船舶の備品を盗むなどの行為については、従前通り刑法が適用されますが、これらについての法令の遵守や損害賠償についても明確化し、旅客運送の部第21条（旅客に対する賠償請求）を改正しました。

- ◇ 海上運送法では、海上運送法第23条の2に規定されている禁止行為について、三十万円以下の罰金が規定されています。事業者が賠償を求める場合は、約款第21条による旅客に対する賠償請求を行う必要があります。
- ◇ 海上運送法及び海上運送法施行規則の該当部分を以下に抜粋します（なお、海上運送法では、「何人も」と規定されていることから、約款で運送契約を結ぶ「旅客」よりも広い範囲の者に対して禁止行為が適用されることとなります）。

【海上運送法】

（旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止）

第二十三条の二 何人も、みだりに人の運送をする船舶運航事業に使用する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

第五十三条 第二十三条の二の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

【海上運送法施行規則】

第二十三条の十四 法第二十三条の二の国土交通省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- 二 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

- 三 みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- 四 みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- 五 みだりにタラップ、しや断機その他旅客又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
- 六 みだりに旅客又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他旅客の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- 七 自動車を運転して乗船し、又は下船する際に船舶内又は乗降施設若しくは誘導路において徐行をせず、又は乗降中の他の自動車の前方に割り込むこと。
- 八 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。

(3) 実務上の対応について

禁止行為を繰り返す旅客（自動車の運転手も含みます）については、旅客運送の部第3条第2項第3号において、法令や運送約款の規定に違反する行為を行うおそれがある場合として、運送の契約の申し込みの拒絶、解除をすることが考えられますが、航路毎の事情を踏まえ、個別に判断を行うことが望まれます。

2.4.6 旅客の手荷物に関する運送人の責任

改正商法第592条において、旅客から引渡しを受けた手荷物（受託手荷物）については、物品運送と同一の責任を負う旨がさだめられており、この扱いは、改正前と実質的な変更はありません。ただし、物品運送と同様の責任を負うことから、1年以内に裁判上の請求がされない場合は責任が消滅し、また不法行為責任について契約責任の減免規定（損害賠償額の定額化（故意又は重過失の場合は除きます）、除斥期間等）が準用されることとなります。

改正商法第593条において、旅客から引渡しを受けていない手荷物（身の回り品、携帯手荷物）の滅失又は損傷について、旅客が運送人の故意又は過失を立証しない限り、運送人は責任を負わないこととしています。運送人が責任を負う場合には、損害賠償額の定額化や運送終了による責任消滅、1年間の除斥期間、不法行為責任の減免が準用されます（高価品特別の準用はありません）。また、衣服等の身の回り品についても、改正商法の適用を受けることとなります。

標準運送約款において、引渡しを受けていない荷物（旅客運送の部における手回り品）についても、同様に、当社・使用人に故意又は過失がない限り旅客が責任を負うこととなります。ただし、法令上は旅客が負うとされている負担を、運送人が代わりに賠償している場合もあることから、例えば、乗船前に旅客の手回り品について確認をとり、運送人へ委託をしてもらう等の工夫をすることも可能と考えられます。また、運送人に委託された荷物について損害をもたらした場合の運送人の責任限度額の設定や、追加の料金を拠出すれば責任限度額の設定をあげる等の規定を設けることも可能です。ただし、消費者契約法第8条により、重過失の場合には責任限度額の設定は無効となります。

2.4.7 払戻し及び払戻し手数料

払戻し及び払い戻し手数料については、改正商法において規定が削除されました。改正標準運送約款では、引き続き、払戻し及び払戻し手数料が規定されています（旅客運送の部第17条等）。そのため、改正標準運送約款を使用される場合、従来通りの規定が適用されます。独自の運送約款を使用し、事業者独自の払戻し及び払戻し手数料を規定することも可能です。

2.4.8 航路変更等が可能な要件の明確化について

標準運送約款第5条について、災害時の緊急輸送や旅客の禁止行為に伴う航路変更は、現行の標準運送約款において、「やむを得ない場合」に該当すると整理されています。今般の改正では、災害時に他のルートを送送する場合や、旅客が禁止行為を行った場合、疾病が発生しうるなど旅客の健康が著しく損なわれるおそれがある場合に航路を変更することについて、当該旅客以外の利用者へのわかりやすさの観点から、約款の条文に明記されました。これらの場合に、事業者は海上運送法の手続きに従い、航路変更を行うことが可能です。

2.4.9 損害賠償額について

標準運送約款中、物品運送に付随する部分については、損害賠償額についての規定はされていないことから、個別の特約等がない限り、改正商法第576条が適用されます。なお、気象・海象等の影響を受けやすい内航貨物運送においては、多少の遅れでは延着という慣習はなく、定刻運行することが多い他の運送モードの遅延等とは異なります。

2.4.10 その他

時代に応じた変化として、乗船券や切符の電子化があります。標準約款では、電子化について特に言及はしていませんが、昨今の時代の変化に伴い、標準運送約款の条文に規定されている切符や券について、電子チケットに関する取り扱いも同様とします。

また、補助犬について、標準運送約款においては、「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」（平成30年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）において期間限定証明書が発行されている「海外から渡航してくる補助犬」を、「身体障害者補助犬」と同様の扱いとしています。

3 標準内航運送約款の改正

3.1 標準内航運送約款の適用範囲

ロールオン・ロールオフ船、コンテナ船により内航運送をする事業者

3.2 改正標準内航運送約款の施行日

平成31年4月1日

3.3 標準内航運送約款の改正への対応

標準内航運送約款の改正に対応する検討・手続きの流れは下記の通りです。

- ◇ 旧標準内航運送約款を使用していて、今後、改正後の標準内航運送約款を使用する場合は、営業所や事業所、その他ホームページ等において、掲示している標準内航運送約款を施行日に更新してください。
- ◇ 新たに独自の運送約款を使用する場合は、地方運輸局へ届出を行って下さい。
- ◇ 原則として、施行日までに方針を決定し、必要な対応を完了してください（やむを得ない事情により、施行日までに対応が完了しない場合は、速やかに対応を検討し、標準内航運送約款への更新又は内航運送約款の届出を行って下さい）。

3.4 標準内航運送約款の改正のポイント

3.4.1 送り状の交付義務について

改正商法では、陸上・海上・航空運送に総則的な規定が新設され、これまで陸上で使用されていた運送状が、送り状として名称を変えて規定されています。海上運送においてはこれまで、運送状（送り状）が利用されていませんでしたが、任意規定ではあるものの、荷受人に知らせるべき事項として重要であるものが規定されたという改正商法の趣旨を踏まえ、貨物の申告内容について、送り状と同様の内容を求めることとしました。なお、送り状とは、改正商法第571条の通り、運送人の請求により荷送人が交付義務を負うものです。

3.4.2 危険品等の持込みや通知義務について

【改正標準内航運送約款抜粋】

（運送の引受け）

第三条 当社は、使用船舶の輸送能力の範囲内において、貨物の運送契約の申込みに応じる。

2・3 （略）

4 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。

- 一 当社が第十二条の規定による措置をとった場合
- 二 貨物が次のいずれかに該当する物である場合

- イ 臭気を発するもの、不潔なものその他船員その他の使用人（下請人及び荷役業者を含む。以下同じ。）又は荷主の指示により使用船舶に乗船する者（以下「便乗者」という。）に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- ロ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品
- ハ 銃砲、刀剣その他使用することにより船員その他の使用人（以下「船員等」という。）若しくは便乗者又は他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ニ 爆発物、放射性物質その他船員等若しくは便乗者又は他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ホ 生動物
- ヘ その他運送に不相当と認められるもの

（以下略）

（貨物の内容の申告等）

第四条 荷送人は、貨物の種類、重量、状態、価格、電源接続等特別な取扱いその他の貨物の明細に関する事項、荷送人及び荷受人の氏名又は名称、船積港及び陸揚港を契約締結前に当社に書面により通知しなければならない。ただし、荷送人は、当社の承諾を得た場合は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、当該書面を通知したものとみなす。

- 2 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨（同号イ、ハ又はニに掲げる物（以下「危険品等」という。）であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報）を通知しなければならない。
- 3 荷送人は、前二項の規定により通知した事項が事実と異なることを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を通知しなかったこと又は通知した事項が事実と異なることから当社に発生する費用、罰金及び賠償の責めに任ずることとする。
- 4 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を通知しなかったこと又は通知した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。
- 5 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が通知した事項について、内容を調査する義務を負わない。
- 6 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送の申込みに応じる場合においては、荷送人に対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。
- 7 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する疑いがある場合においては、荷主又は第三者の立会いのもとに、当該貨物の内容を点検することができる。
- 8 荷送人は、当社の書面による承諾を得なければ、危険品等を積載することができない。
- 9 荷送人が当社の書面による承諾を得ずに、危険品等の船積みが行われた場合において、当社が危険品等を発見したときは、直ちに当該危険品等を荷揚げし、破棄、投棄その他の適切な処分を行うことができる。この場合においては、第十八条第二項の規定にかかわらず、貨物に対する当社の責任は、当該危険品等の処分によって終了する。

10 当社の承諾を得て船積みした危険品等であっても、船員等、便乗者、他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、前項の規定に準じてこれを処分することができる。

改正商法第572条では、物品運送について、「荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない」とされます。

これにより、運送人側も、確実に確認を行うための対応が求められます。

海上運送における危険物の取扱いの概要については、第5章「【参考】危険物の海上運送について」を参照してください。

(1) 約款改正のポイント

改正標準内航運送約款では、危険品等の規定について、「使用することにより、船員等、便乗者、他の物品又は使用船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの」（銃砲、刀剣その他）と「乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの」（爆発物、放射性物質その他）に分けて列挙しています（第3条（運送の引受け））。

(2) 実務上の対応方法等

荷送人による危険品の持込みに関する通知義務に対応し、運送人は、予約・申込み時に、危険品の申告を受け付ける様式を手配することが必要となります。内容物だけではなく、取扱いや運送方法についても申告を求め、確認する対応を要します。

代表的な対応方法例について、また関連する懸念事項について、以下に紹介します。

① 危険品等の通知方法

◇ 商談時には安全データシート（MSDS）の提出を求める。船積み時には、国連番号等の記載されたコンテナ危険物明細書や危険物事前連絡表の提出を求める。

② 危険品等の通知に対する確認や対応等

◇ 火薬類や高圧ガスなど、危険度の高い貨物の商談時には、安全データシート（MSDS）と危険物船舶運送及び貯蔵規則を照らし合わせ、十分な確認ができるまで荷主側に情報提供を求めている。

◇ 危険物を輸送する容器を確認する。相積ができない、港の制限を受ける場合は次航へ繰り延べ乗船を了解していただく。

3.4.3 高価品に関する特則の適用除外（運送人の損害賠償責任関係）

【改正標準内航運送約款抜粋】

（当社の責任）

第十八条 1～6 （略）

7 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当社が知っていた場合
 - 二 当社又は船員等の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じた場合
- （以下略）

(1) 約款のポイント

① 特則の適用除外について

旧標準内航運送約款において、第3条（運送の引受け）において、貨物（自動車を含む）が高価品である場合は、荷送人が運送人に高価品である旨を申告し（運送人は場合によって引受け拒絶が可能）、運送人が運送を引き受ける場合は、保険の付与の対応を行うことが可能です。

※標準内航運送約款第9条中、「輸送機器（トレーラー、コンテナ等貨物を使用船舶に積み込むために使用する一切の機器をいう。以下同じ。）は、貨物の一部とみなす。」とありますが、トレーラーは道路運送車両法第2条第2項の自動車に該当していることから、標準内航運送約款における貨物には、自動車自体の概念も含まれていることと整理しています。

改正商法第577条により、通知されていない高価品について運送人は損害賠償の責任を負いませんが、契約締結時に運送品が高価品であることを運送人が知っていた場合、運送人の故意又は重大な過失があった場合には、免責されないという規定が追加されました。この点については、改正標準内航運送約款においても同様の改正を行いました。

運送人は、賠償責任の限度額を設定することが可能ですが、あらかじめ荷主に、事業者側の賠償責任の限度額を示した上で、限度額を超える場合は別途保険に加入してもらうなどの措置をとることも可能です。

また、パッケージリミテーションについては、国際海上物品運送法に規定されているものの、改正商法では導入されませんでした。陸上運送では、荷主が貨物保険を付することは一般的ではなく、限度額が新設されると中小の荷主が新たに貨物保険を付する負担が生じ、経済全体からみて効率が悪いこと、商法は任意規定が基本で、責任限度額の特約を運送人がすれば足りること、適切な金額の設定も困難であることなどの理由から、改正商法の規定としては導入されませんでした。内航運送約款として個社が定める場合においては、パッケージリミテーションの導入も可

能となります（繰り返しとなりますが、独自の約款を定めた場合は、届出が必要です）。

② 高級車について

前述のとおり、標準内航運送約款における貨物は、自動車自体の概念も含んでいます。今回の改正により、自動車が「白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品」に該当する場合（一見して高価品であると判断される高級スポーツカー等以外にも、年式の古い自動車が、クラシックカー等として市場において高額である場合や、テレビ中継車やレンタルゲン車等、車両自体が同型車よりも著しく高価である場合等）は、高価品としての扱いが可能となる場合があります。

(2) 実務上の対応方法等について

一般的に必ずしも高価品と認識されていないものであっても、精密機械・通信機器などの精密機械や生鮮食品その他の物品については、引き続き、貨物自動車やコンテナ等の運送契約単位で著しく高額になる場合は高価品に含まれます。

なお、どのような物品を高価品として扱うかについては、運送人が個別に設定することとなります。

3.4.4 損害賠償額について

【改正標準内航運送約款抜粋】

(当社の責任)

第十八条 当社の貨物の滅失、損傷又は延着に対する責任は、第三条第二項の規定により当社が貨物を受け取ったときに始まる。

2 当社の責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合において荷受人が引渡日より二週間以内に当社に対してその通知を発したときは、この限りでない。

3 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当社又は船員等が貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しない。

4 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当社が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が第二項ただし書の期間内に同項ただし書の通知を受けたときは、荷送人に対する当社の責任に係る第二項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

5 他に規定のある場合を除き、当社は、貨物の滅失、損傷又は延着の損害について当社又は船員等に悪意又は過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。

6 前項の規定にかかわらず、当社は、第三条第四項第二号口に掲げる貨物（次項において「高価品」という。）の滅失、損傷又は延着の損害については、第四条第二項に基づく通知がないときは、賠償の責めに任じない。

- 7 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当社が知っていた場合
 - 二 当社又は船員等の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じた場合
- 8 貨物の滅失又は損傷の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定した場所及び時間における価格によってこれを定める。
- 9 前項において、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定した場所及び時間における価格が明確でない場合においては、当該価格は、第四条第一項において荷送人が通知した価格であるものと推定する。
- 10 貨物の滅失又は損傷のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。
- 11 貨物の延着の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、運賃等の総額を限度とする。
- 12 当社は、前四項の規定にかかわらず、当社又は船員等の故意又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は延着した場合においては、一切の賠償の責めに任ずる。

改正商法第 576 条では、損傷、滅失の場合の損害賠償額に関し、損害賠償額の定額化の規定の整理（引渡しができるべき地及び時における運送品の市場価額等）が規定され、延着の損害賠償額に関しては、各モードに任せることとして規定上の整理はなされませんでした。標準内航運送約款では、損傷、滅失に係る規定について、改正商法と同様に、損害賠償額の定額化（あらかじめ当社が引渡しについて指定した場所及び時間の価格）が規定されており、既に条文に盛り込まれています。延着の損害賠償額の規定についても、陸上の標準約款では盛り込まれていることから、標準内航運送約款でも、同様の規定が新設され、運賃等の上限を限度とすることとしました。これにあわせて、事業者の延着に関する責任を明記しました。

なお、気象・海象等の影響を受けやすい内航貨物においては、多少の遅れについては延着とする慣習はないことから、内航貨物における「延着」の概念は、定刻運行することが多い他の運送モードの遅延等とは異なることに留意が必要です。

4 【参考】商法（運送・海商関係）の改正について

4.1 施行日

平成31年4月1日

4.2 参考資料

商法の改正については、以下の参考資料をご案内します。

(1) 商法

- ◇ 改正商法は、電子政府の総合窓口 e-Gov（イーガブ）から入手可能

<http://www.e-gov.go.jp>

(2) 法制審議会商法（運送・海商関係）部会

- ◇ 法制審議会商法（運送・海商関係）部会の審議記録および取りまとめられた「要綱」等は、法務省ウェブサイトから入手可能

http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_syoho.html

(3) 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律

- ◇ 上記法律や新旧対照条文等は、法務省ウェブサイトから入手可能

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00219.html

5 【参考】危険物の海上運送について

船舶による物品運送において、危険物に分類される貨物の例を図 5.1 に整理します。

危険物は、化学物質名ではなく、消火器・蓄電池などのように物品名で掲載されていることがあります。また物品名に掲載されていなくても危険物に該当する物質を含む物品は、危険物に該当する場合があります。リチウム電池、スプレー缶、花火、ペンキなどの物品は危険物に分類されます。また、潜水用機器（高圧ガス）、電動機器・電気機器（火薬・電池等）、家庭用品（エアゾール）、医療機器等の物品は、危険物に該当する物質を含む場合があります。

一部の危険物は船長の許可を受けて船内へ持ち込むことが可能となっています。

国土交通省で案内している危険物の海上運送等に関する安全対策について、以下にその概要を整理します³。

³ 「危険物の海上運送等に係る安全対策」

(国土交通省ウェブサイト：http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html)

船舶で貨物を運送される皆様へ ～危険物はありませんか？～

「危険物」を船舶により運送するには

船舶への積載が禁止されているものを除き、危険物は危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に基づき、定められた量以下のものを定められた容器に収納する等行うことにより運送が可能です。

その場合、荷送人の責任において危険物の分類等の判定、法令で定められた容器への収納等をしていただくとともに、危険物の内容を詳しく記載した書類(危険物明細書等)を船舶所有者又は船長に提出していただく必要があります。

～ 危険物の運送に関するWEBページのご案内 ～

「危険物の海上運送等に係る安全対策」

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html

「危険物」とは？

以下のものは危険物に分類されます。

<p>1. 火薬類 火薬、弾薬、花火等</p> 	<p>2. 高圧ガス 加圧されたガス、引火性を有するガス等(酸素、液化石油ガス(LPG)、エアゾール缶等)</p> 	<p>3. 引火性液体類 引火点が一定温度以下の液体等(ガソリン、灯油、ペイント類等)</p> 	<p>4. 可燃性物質類 自然発火しやすい物質等(木炭、マッチ、金属粉末等)</p> 
<p>5. 酸化性物質類 他の物質を酸化させる性質を有する物質等(さらし粉、過酸化水素等)</p> 	<p>8. 腐食性物質 腐食性を有する物質(酸性ソーダ、蓄電池等)</p> 	<p>9. 有害性物質 1.～8.には該当しないが、人に危害を与え、又は物件を損傷するおそれのあるもの(リチウムイオン電池、PCB、自動車等)</p> 	<p>6. 毒物類 人体に対して毒作用を及ぼす物質等(殺虫殺菌剤類等)</p> 
<p>7. 放射性物質等</p> 	<p>※ ロールオン・ロールオフ船等に積載する場合であっても燃料等の濃度が低い場合は危険物に該当しない。</p>		

- ◆ 一部の危険物は、規定の数量以下のものを、船長の許可を受けて携帯品として船内に持ち込むことが可能です。
- ◆ 荷送人が、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に従い、危険物の容器への収納、危険物明細書等の船舶所有者又は船長への提出等を行わなかった場合、20万円以下の罰金の対象となります。
- ◆ 危険物の分類や容器に関する個別のご質問は、最寄りの地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課までお問い合わせください。

 国土交通省海事局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Maritime Bureau

(国土交通省)

図 5.1 危険物の例

5.1 危険物とは

表 5.1 に該当するものは危険物と分類されます（容器に入れ包装して運送する個品運送の場合）。

危険物に該当するものは約 3000 物質あり、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）の別表第 1 にリスト化されています⁴。

表 5.1 危険物に分類される物質

火薬類	火薬、爆薬、弾薬、火工品等
高压ガス	常温・常圧で気体の物質等
引火性液体類	引火点が一定温度以下の液体
可燃性物質類	火気等により容易に点火され燃焼しやすい物質や、自然発熱又は自然発火しやすい物質や、水と作用して引火性ガスを発生する物質
酸化性物質類	他の物質を酸化させる性質を有する物質や、容易に活性酸素を放出し他の物質を酸化させる性質を有する有機物質
毒物類	人体に対して毒作用を及ぼす物質や、生きた病原体や生きた病原体が付着している物質
放射性物質等	イオン化する放射線を自然に放射する放射性物質や、放射性物質によって汚染された物
腐食性物質	腐食性を有する物質
有害性物質	上述の物質には該当しないが、人に危害を与え、又は物件を損傷するおそれのあるもの

5.2 物品名による危険物の判定

危険物は、化学物質名ではなく、消火器・蓄電池などのように物品名で掲載されていることがあります(表 5.2)。また物品名に掲載されていなくても危険物に該当する物質を含む物品は、危険物に該当する場合があります（表 5.3）。

なお、化学物質名、物品名でリストに掲載されていなくても、ただちに危険物でないとは判断できません。リストには「その他の引火性物質」、「その他の可燃性物質」などの包括的な物質名があり、リストに未掲載の物質でも引火性や可燃性など何らかの危険性をもつ場合は、危険物に該当します。

⁴ 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）」
（別表第 1：<http://www.mlit.go.jp/common/001178722.pdf>）

表 5.2 危険物に該当する物品名（例）

リチウム電池	危険物に該当します。
スプレー缶	エアゾールとして危険物に該当します。
花火	煙火として危険物に該当します。
ペンキ	塗料として危険物に該当する場合があります。

表 5.3 危険物に該当する物質を物品名（例）

潜水用機器	空気ボンベは高圧ガスに分類される危険物に該当します。
電動機器・電気機器	火薬、蓄電池、リチウム電池等の危険物を含む場合があります。
家庭用品	エアゾール、塗料等の危険物を含む場合があります。
医療機器・医薬品	何らかの危険物を含む場合があります。

【参考】 運送約款の認可・届出は、地方運輸局にて実施していますが、本ガイドラインに関するお問い合わせは、以下にお願いします。

国土交通省海事局内航課	TEL : 03-5253-8622 FAX : 03-5253-1643
-------------	--

本ガイドラインは、標準運送約款・標準内航運送約款の改正に係る一定の見解を示したものではありませんが、個別の事案でご不明な点に関しては、各運輸局等にお問い合わせ下さい。